

被 処 分 者	認 定 証 番 号	三重県公安委員会 第 269 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	有限会社明豊自動車
	主たる営業所が所在する市区町村	松阪市
処 分 年 月 日		令和 8 年 6 月 16 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		被処分者は、令和 8 年 1 月 8 日の立入検査時、運転 代行業務従事者 3 名分の運転前後のアルコール検知器 を用いたアルコールの有無確認の内容について記録し ていなかったもの
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22 条第 1 項
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会